

第24号議案

芦屋市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和6年2月16日提出

芦屋市長 高 島 峻 輔

提案理由

令和6年度から令和8年度までの第9期芦屋市介護保険事業計画の策定に伴い保険料率を改定するとともに、介護保険法施行令等の一部改正に伴い保険料段階の判定に係る基準を整備するため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

芦屋市介護保険条例の一部を改正する条例

芦屋市介護保険条例（平成12年芦屋市条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（保険料率）</p> <p>第4条 <u>令和6年度から令和8年度</u>までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 <u>33,720円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>50,760円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>51,120円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>64,800円</u></p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>74,160円</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>81,480円</u></p> <p>ア (略)</p> <p>イ 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者（以下「要保護者」という。）であつて、</p>	<p>（保険料率）</p> <p>第4条 <u>令和3年度から令和5年度</u>までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 <u>34,440円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>51,600円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>51,600円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>60,240円</u></p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>68,880円</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>75,720円</u></p> <p>ア (略)</p> <p>イ 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者（以下「要保護者」という。）であつて、</p>

改正後	改正前
<p>その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）又は次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、<u>第13号イ、第14号イ、第15号イ、第16号イ</u>若しくは<u>第17号イ</u>に該当する者を除く。）</p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者 <u>92,640円</u></p> <p>ア (略)</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）又は次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、<u>第13号イ、第14号イ、第15号イ、第16号イ</u>若しくは<u>第17号イ</u>に該当する者を除く。）</p> <p>(8) 次のいずれかに該当する者 <u>111,240円</u></p> <p>ア (略)</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）又は次号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、<u>第13号イ、第14号イ、第15号イ、第16号イ</u>若しくは<u>第17号イ</u>に該当する者を除く。）</p> <p>(9) 次のいずれかに該当する者 <u>126,000円</u></p> <p>ア 合計所得金額が320万円以上<u>420万円未滿</u>である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分</p>	<p>その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）又は次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ若しくは<u>第13号イ</u>に該当する者を除く。）</p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者 <u>86,040円</u></p> <p>ア (略)</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）又は次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ若しくは<u>第13号イ</u>に該当する者を除く。）</p> <p>(8) 次のいずれかに該当する者 <u>103,320円</u></p> <p>ア (略)</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）又は次号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ若しくは<u>第13号イ</u>に該当する者を除く。）</p> <p>(9) 次のいずれかに該当する者 <u>110,160円</u></p> <p>ア 合計所得金額が320万円以上<u>400万円未滿</u>である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分</p>

改正後	改正前
<p>を除く。)又は次号イ、第11号イ、第12号イ、<u>第13号イ、第14号イ、第15号イ、第16号イ</u>若しくは<u>第17号イ</u>に該当する者を除く。)</p> <p>(10) 次のいずれかに該当する者 <u>140, 880円</u></p> <p>ア 合計所得金額が<u>420万円以上520万円未満</u>である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。))又は次号イ、<u>第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ、第16号イ</u>若しくは<u>第17号イ</u>に該当する者を除く。)</p> <p>(11) 次のいずれかに該当する者 <u>155, 640円</u></p> <p>ア 合計所得金額が<u>520万円以上620万円未満</u>である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。))又は次号イ、<u>第13号イ、第14号イ、第15号イ、第16号イ</u>若しくは<u>第17号イ</u>に該当する者を除く。)</p> <p>(12) 次のいずれかに該当する者 <u>170, 520円</u></p> <p>ア 合計所得金額が<u>620万円以上720万円未満</u>である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。))又は次号イ、<u>第14号イ、第15号イ、第16号イ</u>若しくは<u>第17号イ</u>に該当する者を除く。)</p>	<p>を除く。)又は次号イ、第11号イ、第12号イ若しくは<u>第13号イ</u>に該当する者を除く。)</p> <p>(10) 次のいずれかに該当する者 <u>120, 480円</u></p> <p>ア 合計所得金額が<u>400万円以上600万円未満</u>である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。))又は次号イ、第12号イ若しくは<u>第13号イ</u>に該当する者を除く。)</p> <p>(11) 次のいずれかに該当する者 <u>128, 760円</u></p> <p>ア 合計所得金額が<u>600万円以上800万円未満</u>である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。))又は次号イ若しくは<u>第13号イ</u>に該当する者を除く。)</p> <p>(12) 次のいずれかに該当する者 <u>135, 960円</u></p> <p>ア 合計所得金額が<u>800万円以上1,000万円未満</u>である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。))又は次号イに該当する者を除く。)</p>

改正後	改正前
<p>(13) 次のいずれかに該当する者 <u>177,960円</u></p> <p>ア <u>合計所得金額が720万円以上820万円未満</u>である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ <u>要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。))又は次号イ、第15号イ、第16号イ若しくは第17号イに該当する者を除く。)</u></p>	<p>(13) 次のいずれかに該当する者 <u>148,080円</u></p> <p>ア <u>合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満</u>である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ <u>要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。))に該当する者を除く。)</u></p>
<p>(14) 次のいずれかに該当する者 <u>185,400円</u></p> <p>ア <u>合計所得金額が820万円以上920万円未満</u>である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ <u>要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。))又は次号イ、第16号イ若しくは第17号イに該当する者を除く。)</u></p>	
<p>(15) 次のいずれかに該当する者 <u>192,720円</u></p> <p>ア <u>合計所得金額が920万円以上1,000万円未満</u>である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ <u>要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。))又は次号イ若しくは第17号イに該当する者を除く。)</u></p>	
<p>(16) 次のいずれかに該当する者 <u>200,160円</u></p> <p>ア <u>合計所得金額が1,000万円以上1,250万円未満</u>である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ <u>要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない</u></p>	

改正後	改正前
<p><u>状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。))又は次号イに該当する者を除く。)</u></p> <p>(17) 次のいずれかに該当する者 <u>207,600円</u></p> <p>ア <u>合計所得金額が1,250万円以上1,500万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</u></p> <p>イ <u>要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。))に該当する者を除く。)</u></p> <p>(18) 前各号のいずれにも該当しない者 <u>215,040円</u></p> <p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>21,240円</u>とする。</p> <p>3 第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>36,000円</u>とする。</p> <p>4 第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>50,880円</u>とする。</p> <p>(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があつた場合)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ(同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。)、ロ若しくはハ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ若しくは第5号ロ又はこの条例第4条第1項第6号イ、第7号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第1</p>	<p><u>前各号のいずれにも該当しない者 154,920円</u></p> <p>(14) 前各号のいずれにも該当しない者 <u>154,920円</u></p> <p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>20,760円</u>とする。</p> <p>3 第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>34,440円</u>とする。</p> <p>4 第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>48,240円</u>とする。</p> <p>(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があつた場合)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ(同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。)、ロ若しくはハ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、<u>第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ又は第9号ロ</u>に該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至</p>

改正後	改正前
<p><u>3号イ、第14号イ、第15号イ、第16号イ若しくは第17号イ</u>に該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当する に至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から<u>同項第1号から第17号</u>までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。</p> <p>4 (略)</p>	<p>った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から<u>令第39条第1項第1号から第9号</u>までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。</p> <p>4 (略)</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の芦屋市介護保険条例第4条の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

参 照 1

芦屋市介護保険条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

令和6年度から令和8年度までの第9期芦屋市介護保険事業計画の策定に伴い保険料率を改定するとともに、介護保険法施行令等の一部改正に伴い保険料段階の判定に係る基準を整備するため、この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

(1) 保険料率の改定

第9期芦屋市介護保険事業計画期間のサービス量等の推計により、令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率を次のとおり改定する。

(第4条関係)

保険料率

保険料段階	改正案		保険料段階	現 行	
	保険料率			保険料率	
	月額	年額		月額	年額
第1段階	1,770円	21,240円	第1段階	1,730円	20,760円
第2段階	3,000円	36,000円	第2段階	2,870円	34,440円
第3段階	4,240円	50,880円	第3段階	4,020円	48,240円
第4段階	5,400円	64,800円	第4段階	5,020円	60,240円
第5段階	6,180円	74,160円	第5段階	5,740円	68,880円
第6段階	6,790円	81,480円	第6段階	6,310円	75,720円
第7段階	7,720円	92,640円	第7段階	7,170円	86,040円
第8段階	9,270円	111,240円	第8段階	8,610円	103,320円
第9段階	10,500円	126,000円	第9段階	9,180円	110,160円
第10段階	11,740円	140,880円	第10段階	10,040円	120,480円
第11段階	12,970円	155,640円			
第12段階	14,210円	170,520円	第11段階	10,730円	128,760円
第13段階	14,830円	177,960円			
第14段階	15,450円	185,400円	第12段階	11,330円	135,960円
第15段階	16,060円	192,720円			

第16段階	16,680円	200,160円	第13段階	12,340円	148,080円
第17段階	17,300円	207,600円			
第18段階	17,920円	215,040円	第14段階	12,910円	154,920円

(2) 保険料段階の改定

令和6年度から令和8年度までの各年度における、保険料段階の第9段階から第18段階に係る基準所得金額を次のとおり改定する。(第4条関係)

改正案		現行	
保険料段階	内容	内容	保険料段階
第9段階	本人が市民税課税者で合計所得金額が <u>320万円以上420万円未満</u> のもの	本人が市民税課税者で合計所得金額が <u>320万円以上400万円未満</u> のもの	第9段階
第10段階	本人が市民税課税者で合計所得金額が <u>420万円以上520万円未満</u> のもの	本人が市民税課税者で合計所得金額が <u>400万円以上600万円未満</u> のもの	第10段階
第11段階	本人が市民税課税者で合計所得金額が <u>520万円以上620万円未満</u> のもの		
第12段階	本人が市民税課税者で合計所得金額が <u>620万円以上720万円未満</u> のもの	本人が市民税課税者で合計所得金額が <u>600万円以上800万円未満</u> のもの	第11段階
第13段階	本人が市民税課税者で合計所得金額が <u>720万円以上820万円未満</u> のもの		
第14段階	本人が市民税課税者で合計所得金額が <u>820万円以上920万円未満</u> のもの	本人が市民税課税者で合計所得金額が <u>800万円以上1,000万円未満</u> のもの	第12段階
第15段階	本人が市民税課税者で合計所得金額が <u>920万円以上1,000万円未満</u> のもの		
第16段階	本人が市民税課税者で合計所得金額が <u>1,000万円以上1,250万円未満</u> のもの	本人が市民税課税者で合計所得金額が <u>1,000万円以上1,500万円未満</u> のもの	第13段階
第17段階	本人が市民税課税者で合計所得金額が <u>1,250万円以上1,500万円未満</u> のもの		
第18段階	本人が市民税課税者で合計所得金額が <u>1,500万円以上</u> のもの	本人が市民税課税者で合計所得金額が <u>1,500万円以上</u> のもの	第14段階

(3) その他規定の整理

3 施行期日等

(1) 令和6年4月1日

(2) 改正後の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

介護保険法施行令抜粋

(特別の基準による保険料率の算定)

第39条 前条第1項の規定にかかわらず、特別の必要がある場合においては、市町村は、基準額に各年度分の保険料の賦課期日における次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額を保険料率とすることができる。この場合において、市町村は、第13号に掲げる第1号被保険者の区分を当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額に基づいて更に区分し、当該区分に応じて定める割合を乗じて得た額を保険料率とすることができる。

(1) 次のいずれかに該当する者 10分の4.55を標準として市町村が定める割合

イ 老齢福祉年金の受給権を有している者であって、次のいずれかに該当するもの（ロに該当する者を除く。）

(1) 市町村民税世帯非課税者

(2) 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの

ロ 被保護者

ハ 市町村民税世帯非課税者であって、当該保険料の賦課期日の属する年の前年中の公的年金等の収入金額及び当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額から所得税法第35条第2項第1号に掲げる金額を控除して得た額の合計額が80万円以下であり、かつ、イ、ロ又はニに該当しないもの

ニ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（イ（(1)に係る部分を除く。）、次号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ、第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ、第12号ロ又は第13号ロに該当する者を除く。）

(2) 次のいずれかに該当する者 10分の6.85を標準として市町村が定める割合

イ 市町村民税世帯非課税者であって、当該保険料の賦課期日の属する年の前年

中の公的年金等の収入金額及び当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額から所得税法第35条第2項第1号に掲げる金額を控除して得た額の合計額が120万円以下であり、かつ、前号に該当しないもの

- ロ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（前号イ（1）に係る部分を除く。）、次号ロ、第4号ロ、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ、第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ、第12号ロ又は第13号ロに該当する者を除く。）
- (3) 次のいずれかに該当する者 10分の6.9を標準として市町村が定める割合
- イ 市町村民税世帯非課税者であり、かつ、前2号に該当しないもの
 - ロ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（第1号イ（1）に係る部分を除く。）、次号ロ、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ、第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ、第12号ロ又は第13号ロに該当する者を除く。）
- (4) 次のいずれかに該当する者 10分の9を標準として市町村が定める割合
- イ 当該保険料の賦課期日の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていない者であって、当該保険料の賦課期日の属する年の前年中の公的年金等の収入金額及び当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額から所得税法第35条第2項第1号に掲げる金額を控除して得た額の合計額が80万円以下であり、かつ、前3号のいずれにも該当しないもの
 - ロ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（第1号イ（1）に係る部分を除く。）、次号ロ、第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ、第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ、第12号ロ又は第13号ロに該当する者を除く。）
- (5) 次のいずれかに該当する者 10分の10を標準として市町村が定める割合
- イ 当該保険料の賦課期日の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていない者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
 - ロ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（第1号イ（1）に係る部分を除く。）、次号ロ、第7号ロ、第8号ロ、第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ、第12号ロ又は第13号ロに該当する者を除く。）
- (6) 次のいずれかに該当する者 10分の10を超える割合で市町村が定める割

合

イ 当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が市町村が定める額未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

ロ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号ロ、第8号ロ、第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ、第12号ロ又は第13号ロに該当する者を除く。）

(7) 次のいずれかに該当する者 前号に定める割合を超える割合で市町村が定める割合

イ 当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が前号イに規定する額を超える額であって市町村が定める額未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

ロ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号ロ、第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ、第12号ロ又は第13号ロに該当する者を除く。）

(8) 次のいずれかに該当する者 前号に定める割合を超える割合で市町村が定める割合

イ 当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が前号イに規定する額を超える額であって市町村が定める額未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

ロ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号ロ、第10号ロ、第11号ロ、第12号ロ又は第13号ロに該当する者を除く。）

(9) 次のいずれかに該当する者 前号に定める割合を超える割合で市町村が定める割合

イ 当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が前号イに規定する額を超える額であって市町村が定める額未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

ロ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号ロ、第11号ロ、第12号ロ又は第13号ロに該当

する者を除く。)

(10) 次のいずれかに該当する者 前号に定める割合を超える割合で市町村が定める割合

イ 当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が前号イに規定する額を超える額であって市町村が定める額未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

ロ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（第1号イ（1）に係る部分を除く。）、次号ロ、第12号ロ又は第13号ロに該当する者を除く。）

(11) 次のいずれかに該当する者 前号に定める割合を超える割合で市町村が定める割合

イ 当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が前号イに規定する額を超える額であって市町村が定める額未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

ロ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（第1号イ（1）に係る部分を除く。）、次号ロ又は第13号ロに該当する者を除く。）

(12) 次のいずれかに該当する者 前号に定める割合を超える割合で市町村が定める割合

イ 当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が前号イに規定する額を超える額であって市町村が定める額未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

ロ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（第1号イ（1）に係る部分を除く。）又は次号ロに該当する者を除く。）

(13) 次のいずれかに該当する者 前号に定める割合を超える割合で市町村が定める割合

イ 当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が前号イに規定する額を超える額であって市町村が定める額未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

ロ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（第1号イ（1）

に係る部分を除く。)に該当する者を除く。)

(14) 前各号のいずれにも該当しない者 前号に定める割合を超える割合で市町村が定める割合

2 市町村は、前項の規定により、同項各号に定める割合、同項第6号イ、第7号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ及び第13号イに規定する額並びに同項第13号に掲げる第1号被保険者の区分を当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額に基づいて更に区分する場合には当該合計所得金額及び当該区分に応じて定める割合を定めるに当たっては、保険料収納必要額を保険料により確保することができるようにするものとする。

(第3項及び第4項省略)

5 第1項第1号に掲げる第1号被保険者の保険料の減額賦課についての法第146条に規定する政令で定める基準は、基準額に同号に定める割合から10分の1.7を超えない範囲内において市町村が定める割合を減じて得た割合を乗じて得た額であることとする。

6 第1項第2号に掲げる第1号被保険者の保険料の減額賦課についての法第146条に規定する政令で定める基準は、基準額に同号に定める割合から10分の2を超えない範囲内において市町村が定める割合を減じて得た割合を乗じて得た額であることとする。

7 第1項第3号に掲げる第1号被保険者の保険料の減額賦課についての法第146条に規定する政令で定める基準は、基準額に同号に定める割合から10分の0.05を超えない範囲内において市町村が定める割合を減じて得た割合を乗じて得た額であることとする。

介護保険料（月額基準額：第9期の保険料段階の第5段階）の推移について

期別	1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期
	(H12~H14)	(H15~H17)	(H18~H20)	(H21~H23)	(H24~H26)	(H27~H29)	(H30~R2)	(R3~R5)	(R6~R8)
月額保険料	2,840	3,300	4,400	4,400	5,090	5,490	5,490	5,740	6,180
前期との差	—	460	1,100	0	690	400	0	250	440

